平成２３年（フ）第３９１８号
東京都新宿区上落合１－８－４　林方、破産開始決定時の住所東京都千代田区紀尾井町３―29―8003
破産者　棚橋　孝江
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４７４号
東京都文京区湯島２丁目17番５号
破産者　木村医科器械株式会社
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５９５号
東京都千代田区紀尾井町３番６号
破産者　プラウドフットジャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１８４号
神奈川県海老名市本郷4664番地の７
破産者　株式会社ＦＩＣＣＳ
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８号
静岡市清水区堂林２丁目２番20号
破産者　株式会社フジシッピング
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１５号
静岡県焼津市柳新屋282番地の１
破産者　株式会社あさひ石匠
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９号
三重県伊賀市島ヶ原11667番地の１
破産者　有限会社西川工務店
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３１０号
京都府木津川市南加茂台10丁目10番地11
破産者　株式会社ＳＴＵ　ＲＩＶＥＲ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８０６号
大阪市中央区船場中央３丁目３番９号
破産者　株式会社ネクスト
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１４３号
大阪府高槻市野田東２丁目８番１号
破産者　株式会社アーテック
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２８７号
大阪市大正区南恩加島５丁目１番５号
破産者　川崎プラスチックス株式会社
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０７号
大阪市住吉区苅田３丁目１番19号
破産者　株式会社関西パティシエ
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４号
大阪府河内長野市小山田町1492番地の15
破産者　株式会社金田運輸
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
東京都中央区新川２―24―３　パシフィックリビュー新川203号、住民票上の住所神戸市東灘区御影石町３丁目12番21―604号
破産者　高橋　文彦
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４号
東京都千代田区飯田橋２丁目14番７号
破産者　株式会社ニットーリサーチ
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５１７号
神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目２番地８
破産者　リライアブルホームズ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７３号
東京都町田市南成瀬１丁目２番地１成瀬駅前ハイツ２―1205
破産者　和知　幹夫
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５７４号
東京都八王子市平町283番地の１
破産者　株式会社フィッシーカンパニー
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８１号
東京都多摩市鶴牧１丁目６番地の16
破産者　株式会社アリス
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８２号
東京都多摩市和田1610番地グランドール聖蹟301
破産者　茶木　洋子
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１６６号
神奈川県鎌倉市常盤648番４
破産者　株式会社ケイズコーポレーション
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６７号
横浜市中区元浜町３丁目21番地２
破産者　有限会社ケイアンドエス
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部